

「対シンガポール輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の取扱いについて」（令和元年5月31日付け生食発0531第6号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官及び元消安第495号農林水産省消費・安全局長連名通知）別紙「対シンガポール輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の取扱要綱」新旧対比表（主な変更部分のみ抜粋）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">対シンガポール輸出家きん肉、 家きん肉製品及び家きん卵製品の取扱要綱</p> <p style="text-align: right;">（作成日）令和元年5月31日 <u>（最終改正日）令和元年8月23日</u></p> <p>1 目的（略）</p> <p>2 施設に係る認定手続</p> <p>（1）シンガポールへ家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の輸出を希望する食鳥処理場、食肉処理場及び製品製造施設（以下「施設」という。）の設置者又は営業者は、当該施設を管轄する都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の衛生及び畜産部局の協力を得てシンガポール食品庁（以下「SFA」という。）のホームページ（以下「HP」という。）に定める申請書類（<u>日本語及び英語</u>）を作成し、施設を管轄する都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区長（以下「都道府県知事等」という。）を経由して、厚生労働省あて日本語1部及び英語1部を提出し、当該申請書類の<u>日本語の副本を当該施設が所在する地域を管轄する地方厚生局あて提出すること。</u></p>	<p style="text-align: center;">対シンガポール輸出家きん肉、 家きん肉製品及び家きん卵製品の取扱要綱</p> <p style="text-align: right;">（作成日）令和元年5月31日 （新設）</p> <p>1 目的（略）</p> <p>2 施設に係る認定手続</p> <p>（1）シンガポールへ家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の輸出を希望する食鳥処理場、食肉処理場及び製品製造施設（以下「施設」という。）の設置者又は営業者は、当該施設を管轄する都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の衛生及び畜産部局の協力を得てシンガポール食品庁（以下「SFA」という。）のホームページ（以下「HP」という。）に定める申請書類（英語）を作成し、施設を管轄する都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区長（以下「都道府県知事等」という。）を経由して、厚生労働省宛て、<u>3部送付する。</u></p>

<p>※ 上記の施設に係る認定手続の詳細は、SFA の HP を参照のこと。</p> <p>(2) 申請書類を受け付けた都道府県知事等は、次の①から③までの条件に適合することを審査し、支障がないと認めるときは、施設番号を付し、厚生労働省及び<u>地方厚生局</u>あて提出する。なお、<u>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律</u>（平成2年法律第70号。以下「<u>食鳥検査法</u>」という。）第21条に規定する指定検査機関が食鳥検査を行っている場合は、<u>シンガポール向け家きん肉を処理する際に、都道府県知事等が任命した食鳥検査員の直接監視の下、指定検査機関の検査員による食鳥検査を行うこと。</u>この場合、都道府県知事等は、<u>当該施設におけるシンガポール向け家きん肉に対する都道府県等の食鳥検査体制及び食肉衛生証明書の発行体制に係る資料</u>（日本語及び英語）を併せて提出すること。</p> <p>① <u>食鳥検査法</u>第3条に基づく食鳥処理の事業の許可又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に基づく営業許可を有していること。</p> <p>② （略）</p> <p>③ その他<u>食鳥検査法</u>、食品衛生法等の関係法規を遵守していること。</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 衛生証明書の発行等</p> <p>(1) （略）</p>	<p>※ 上記の施設に係る認定手続の詳細は、SFA の HP を参照のこと。</p> <p>(2) 申請書類を受け付けた都道府県知事等は、次の①から③までの条件に適合することを審査し、支障がないと認めるときは、施設番号を付し、厚生労働省宛て提出する。</p> <p>① <u>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律</u>（平成2年法律第70号）第3条に基づく食鳥処理の事業の許可又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に基づく営業許可を有していること。</p> <p>② （略）</p> <p>③ その他<u>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律</u>、食品衛生法等の関係法規を遵守していること。</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 <u>食肉衛生証明書等</u>の発行等</p> <p>(1) （略）</p>
---	---

(2) 対シンガポール輸出家きん肉製品

① 原料として使用する家きん肉に係る証明

シンガポールに家きん肉製品を輸出しようとする者は、あらかじめシンガポールへ輸出する家きん肉製品の原料として使用する家きん肉（以下「原料食肉」という。）を製造する者に対し、当該原料食肉に係る証明書（別紙様式3。以下「原料食肉証明書」という。）の原本の提出を依頼する。なお、電子メールによる申請を行う場合にあっては、別添2によること。

依頼を受けた者は、別紙様式4により、当該食肉を製造する認定施設を管轄する食肉衛生検査所等に対して、原料食肉証明書の発行を依頼すること。

食肉衛生検査所等は、検査に合格した食肉に対して、当該食肉の出荷時に原料食肉証明書を発行すること。当該証明書は、原本及び副本を申請者に交付するとともに、原本の写しを食肉衛生検査所等に保管すること。

②・③ (略)

(3) (略)

5・6 (略)

(別添1)

対シンガポール輸出家きん肉への食品添加物の使用について

1 食品添加物の使用について
(略)

(2) 対シンガポール輸出家きん肉製品

① 原料として使用する家きん肉に係る証明

シンガポールに家きん肉製品を輸出しようとする者は、あらかじめシンガポールへ輸出する家きん肉製品の原料として使用する家きん肉（以下「原料食肉」という。）を製造する者に対し、当該原料食肉に係る証明書（別紙様式3。以下「原料食肉証明書」という。）の原本の提出を依頼する。

依頼を受けた者は、別紙様式4により、当該食肉を製造する認定施設を管轄する食肉衛生検査所等に対して、原料食肉証明書の発行を依頼する。

食肉衛生検査所等は、検査に合格した食肉に対して、当該食肉の出荷時に原料食肉証明書を発行する。当該証明書は、原本及び副本を申請者に交付するとともに、原本の写しを食肉衛生検査所等に保管する。

②・③ (略)

(3) (略)

5・6 (略)

(別添1)

対シンガポール輸出家きん肉への食品添加物の使用について

1 食品添加物の使用について
(略)

(1) (略)

(2) 食品添加物は、下表に示す使用基準を遵守して使用すること。なお、表に記載された以外の食品添加物は、対シンガポール輸出家きん肉(内臓及びその他の可食部位を含む。以下同じ。)への使用が認められていないことから、使用しないこと。

(3) ~ (5) (略)

表

	食品添加物名	使用基準
<u>1</u>	<u>クエン酸</u>	<u>重量当たり 2.5%以下の浸漬液又は噴霧液に浸漬又は噴霧すること。</u>
<u>2</u>	<u>乳酸</u>	<u>重量当たり 5.0%以下の浸漬液又は噴霧液に浸漬又は噴霧すること。</u>
<u>3</u>	<u>塩酸</u>	<u>2 ~ 5 秒間で浸漬又は噴霧すること。</u>
<u>4</u>	過酢酸(過酢酸、オクタン酸、酢酸、過酸化水素、ペルオキシオクタン酸、及び 1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸 HEDP) を含む)	(略)

(1) (略)

(2) 食品添加物は、下表に示す使用基準を遵守して使用すること。なお、表に記載された以外の食品添加物は、対シンガポール輸出家きん肉への使用が認められていないことから、使用しないこと。

(3) ~ (5) (略)

表

	食品添加物名	使用基準
--	--------	------

(新設)

(新設)

(新設)

<u>1</u>	過酢酸(過酢酸、オクタン酸、酢酸、過酸化水素、ペルオキシオクタン酸、及び 1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸 HEDP) を含む)	(略)
----------	--	-----

5	<u>亜塩素酸ナトリウム</u>	<u>0.50～1.20g/kgの浸漬液又は噴霧液(pH2.3～2.9)により30秒以内で浸漬又は噴霧すること。</u>		(新設)
6	<u>次亜塩素酸ナトリウム</u>	<u>50ppm以下(使用前濃度)の浸漬液又は噴霧液に浸漬又は噴霧すること。</u>		(新設)
※ (略)				※ (略)
2 食肉衛生検査所又は保健所における監視指導 (略)				2 食肉衛生検査所又は保健所における監視指導 (略)
(1) (略)				(1) (略)
(2) 対シンガポール輸出家きん肉について、衛生証明書の発行前に、食品添加物の使用基準が遵守されていることを確認すること。				(2) 対シンガポール輸出食肉について、衛生証明書の発行前に、食品添加物の使用基準が遵守されていることを確認すること。
(別添2)				(別添2)
電子メール又は NACCS による原料食肉証明書及び衛生証明書の発行申請手続				電子メール又は NACCS による衛生証明書の発行申請手続
1 <u>原料食肉証明書の発行申請前の手続(家きん肉製品に限る。)</u> <u>家きん肉製品を輸出しようとする者(以下「家きん肉製品輸出者」という。)</u> は、別紙様式6に必要な事項を記入の上、次に掲げるとおり年度内の輸出計画書を作成し、書面にて原料食肉の製造を行う認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長等あてに提出すること。				(新設)

<p>(1) <u>輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。</u></p> <p>(2) <u>一つの輸出計画書に、同一の保健所で衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。</u></p> <p>(3) <u>輸出先国及び地域や輸出品目に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。</u></p> <p>2. <u>原料食肉証明書の発行申請手続（家きん肉製品に限る。）</u> <u>家きん肉製品輸出者は、食肉製品を輸出しようとする都度、電子メールを利用して原料食肉証明書の発行申請に必要な書類を食肉衛生検査所等あてに提出すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）</u>。なお、<u>1（1）の輸出計画書を予め提出していない輸出先国、地域又は畜種の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。</u> <u>また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。</u></p> <p>(1) <u>申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。</u></p> <p>(2) <u>原料食肉証明書の受取方法について食肉衛生検査所等とあらかじめ調整すること。</u></p> <p>3. <u>衛生証明書の発行申請前の手続</u></p> <p>(1) <u>電子メールにより発行申請を行う場合</u> <u>家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式6に必要な事項を記入の上、次</u></p>	<p>(新設)</p> <p>1. <u>衛生証明書の発行申請前の手続</u></p> <p>(1) <u>電子メールにより発行申請を行う場合</u> <u>家きん肉及び家きん肉製品を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式4に必要な事項を記入の上、以下により年度内の</u></p>
---	---

に掲げるとおり年度内の輸出計画書を作成し、書面にて認定施設を管轄する食肉衛生検査所長等あてに提出すること。

①～③ (略)

(2) NACCSにより発行申請を行う場合 (略)

4 衛生証明書の発行申請手続

輸出者は、家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品を輸出しようとする都度、電子メール又はNACCSを利用して、衛生証明書の発行申請に必要な書類を食肉衛生検査所等あてに提出すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、3（1）の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

(1) (略)

(2) 衛生証明書の受取方法について食肉衛生検査所等とあらかじめ調整すること。

別紙様式1-1 (略)

別紙様式1-2 衛生証明書発行申請書様式（家きん肉製品、家きん卵製品）
(略)

対シンガポール輸出

家きん肉製品
・
家きん卵製品

 の衛生証明書の発行申請書

輸出計画書を、書面にて認定施設を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長宛てに提出すること。

①～③ (略)

(2) NACCSにより発行申請を行う場合 (略)

2 衛生証明書の発行申請手続

輸出者は、家きん肉及び家きん肉製品を輸出しようとする都度、電子メール又はNACCSを利用して、衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所宛てに提出すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、1（1）の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

(1) (略)

(2) 衛生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。

別紙様式1-1 (略)

別紙様式1-2 衛生証明書発行申請書様式（家きん肉製品、家きん卵製品）
(略)

対シンガポール輸出

家きん肉製品
・
家きん卵製品

 の衛生証明書の発行申請書

下記施設で取り扱う対シンガポール輸出家きん肉製品又は家きん卵製品に添付する衛生証明書の発行を申請します。

(略)

別紙様式 2-1～2-3 (略)

別紙様式 3～5-2 (略)

別紙様式 6 食品輸出計画書

年 月 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局)長 殿

輸出者住所

氏名 _____ 印

電話番号 _____

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)

食品輸出計画書

年度の食品の輸出計画を下記のとおり提出します。

下記施設で取り扱う対シンガポール輸出家きん肉製品に添付する衛生証明書の発行を申請します。

(略)

別紙様式 2-1～2-3 (略)

別紙様式 3～5-2 (略)

(新設)

記

1. 担当者：

部署名：

担当者氏名：

電話番号：

Email アドレス：

2. 輸出計画

<u>輸出 年月日</u>	<u>輸出国先・地域</u>	<u>輸出品目</u>	<u>数重量</u>